

草 幼 発 第 3776 号  
平成 29 年 11 月 16 日

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部 御中

草津市子ども家庭部  
幼児課長 宮嶋 茂生



認可保育所の設置・運営事業者の募集についての情報掲載に  
ついて（依頼）

深秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、滋賀県草津市の保育行政に格別の御理解と御協力をいただき厚く  
お礼申し上げます。

さて、本市の就学前児童数については、子育て世帯の流入等を背景に昨年度  
まで増加が続いてきました。それに加えて、共働き世帯の増加や就労形態の多  
様化により、さらに保育需要が高まってきており、保育所における待機児童が  
発生している状況です。

保育所待機児童を一刻も早く解消するために、施設整備等による定員増を継  
続的に図ってきましたが、「草津市子ども・子育て支援事業計画」〔平成 27 年  
3 月策定〕の見直しの中で、計画策定後の実績を踏まえて、再度、就学前児童  
人口と保育ニーズ（需要率）を推計し、平成 31 年度までの量の見込み（申込  
数）を推計した結果、現在の認可保育所の定員では不足する見込みとなったこ  
とから、不足分の定員を確保するため、認可保育所の募集を行います。

公募において、課題は土地の確保だと考えており、つきましては、貴協会の  
ホームページ上で、本市の公募についての情報を御提供いただきますようお願い  
申し上げます。

なお、御質問や御不明な点がございましたら、裏面の担当までお問い合わせ  
ください。

※「募集要項など」については、下記 URL の草津市のホームページ上に掲載  
しています。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/hoikuen/ninkahoikusho.html>

(参考) 待機児童の解消に向けて施設整備による保育定員増の取組み

平成30年度に向けた取組み

- ①私立認定こども園（たちばな大路こども園（仮称））の整備による定員増  
（40人増（第六保育所（公立）廃園（90人定員）、たちばな大路こども園（仮称）  
保育認定（130人定員））
- ②公立認定こども園（草津中央おひさまこども園）の整備による定員増（40人増）
- ③小規模保育施設2施設整備（38人増）

平成31年度に向けた取組み

新設認可保育所の公募（11月公募開始 定員総数250人程度）

※複数施設による整備となった場合は、定員数を合計し250人程度とします。

※1施設における定員数は概ね70人以上の規模とします。

※市内全域で募集します。

担当部署	滋賀県草津市子ども家庭部 幼児課 総務・施設 G
担当者	藤原
直通番号	077-561-6968
E-mail	yoji@city.kusatsu.lg.jp

# 認可保育所の募集概要

## 1 募集の概要

(1) 種別 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所

平成31年4月開園分（補助整備）

規模 定員総数250人程度

※複数施設による整備となった場合は、定員数を合計し250人程度とします。

※1施設における定員数は概ね70人以上の規模とします。

※想定箇所数としては、3箇所以内の予定です。

(2) 応募地域 市内全域（ただし都市計画法および建築基準法に適合する場所）

(3) 応募資格 社会福祉法人およびその他の法人（設立予定を含む）

※その他の法人：学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、

公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社

(4) 用地 法人が確保（借地可）

(5) 施設 法人が建設

(6) 施設整備補助

平成30年度における国県施設整備補助制度に採択されることを条件として、市が施設整備補助金を交付する。ただし施設整備補助金の交付については、社会福祉法人に限る。

(7) 開所時期 平成31年4月

(8) 応募期間 平成30年1月31日まで

(9) その他

- ・小規模保育施設の連携施設の対応を行うものとする。
- ・将来、認定こども園への移行を視野に入れた施設とする。

## 2 スケジュール（予定）

平成29年11月1日～平成30年1月31日 応募期間

平成30年3月 草津市社会福祉法人等審査会 選定

平成30年3月 法人決定

平成30年度 施設建築工事

平成31年4月 開園